

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF61TY00220	5RRA1AE0023 0001		7-26				
品名 または 件名							
(7) レジオネラ属菌検査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				業務隊 管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
高橋技官 内線3317				令和7年6月30日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年6月4日 (水) 11時00分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和7年5月20日～令和7年6月3日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 業務隊 管理科 高橋
電話番号 0533-86-3151 (内線3317)

契約班担当者 第308会計隊 契約班 田中
電話番号 0533-86-3151 (内線3347)
FAX番号0533-84-7850

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書のほか下記の条項を適用する。

(1) 基本契約条項

役務請負契約条項

(2) 特約条項

ア 談合等の不正防止に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額

総額決定（消費税抜）

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

(1) 郵便による入札については、**令和7年6月3日（月）17時00分必着分**までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずすること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。

(2) 電報・電話等による入札は認めない。

(3) 入札に参加する者は、**令和7年6月3日（月）17時00分**までに令和07・08・09年度全省庁統一資格の決定通知書の写しを提出すること。（FAX可）

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。

(5) 市場価格調査への協力を依頼する。

(6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。

(7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。

(8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：田中

0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850（直通）

メール：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 仕様内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当：高橋

0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

表紙含む全5枚

仕様書番号7-26

(7) レジオネラ属菌検査

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役 務 名 称	(7)レジオネラ属菌検査					
図 面 名 称	表 紙					
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	ボイラー係長	管財係	設計者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号	1 / 5

仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AE0023	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7)レジオネラ属菌検査	作成年月日	令和7年5月13日

1 場 所

愛知県豊川市穂ノ原1-1 陸上自衛隊豊川駐屯地

2 概 要

本役務は、陸上自衛隊豊川駐屯地内施設の浴槽水及び冷却塔内冷却水のレジオネラ属菌の検査を実施するものである。

3 役務期間

契約締結日の翌日 ～ 令和7年6月30日(月)までの間
ただし、事前に監督官と日程調整することとし、指示に従い実施すること。

4 一般事項

- (1) 本役務については、本仕様書、図面及び水道法、施行規則、新版レジオネラ病防止指針及び登録検査機関における検査の業務管理要領に基づき検査すること。
- (2) 作業は全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 工程等は監督官と綿密に調整し、技術的に当然実施すべき軽微なものについては受注者の責任において実施すること。
- (4) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行い作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、作業場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会のもとで立ち入ること。
- (5) 作業時間は午前8時15分から午後5時迄とする。
- (6) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を行うこと。項目は、作業前・作業中・作業後及び監督官の指示箇所とする。写真は作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (7) 作業は受注者の責任とし、作業に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (8) 作業に際し、養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (9) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

5 特記事項

(1) 検査場所及び検体数

検査場所	検査内容	検体数
18号隊員浴場	浴槽水	4 検体
170号生活隊舎	冷却水	1 検体
175号生活隊舎	冷却水	1 検体
177号生活隊舎	冷却水	1 検体
182号生活隊舎	冷却水	1 検体
194号生活隊舎	冷却水	1 検体
200号隊庁舎	冷却水	1 検体
218号食廚	冷却水	1 検体
300号庁舎	冷却水	1 検体

役務名称	(7)レジオネラ属菌検査		
図面名称	仕様書		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2 / 5	

- (2) 採取容器の受領、検体採取及び検査機関への持込みは委託先の検査員が実施すること。
- (3) 採水した検体はクーラーボックスに保冷剤を入れて運搬すること。
- (4) 検査に異常が認められた場合は、異常の認められた項目等を速やかに監督官に連絡すること。

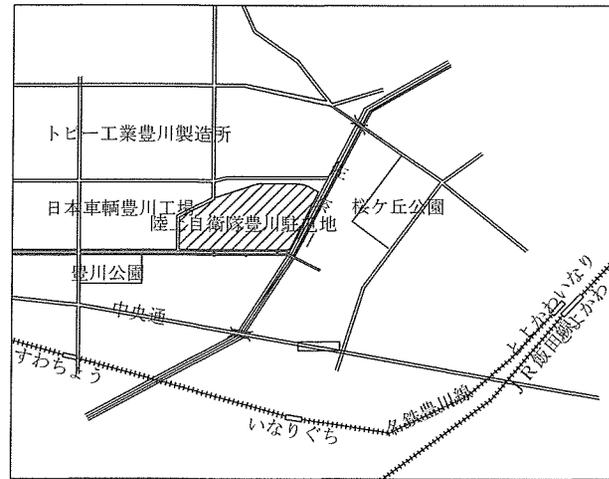
6 提出書類

- (1) 作業写真 1部 (完了後速やかに)
- (2) 検査結果報告書 1部 (完了後速やかに)
- (3) その他指示する書類 1部 (その都度)

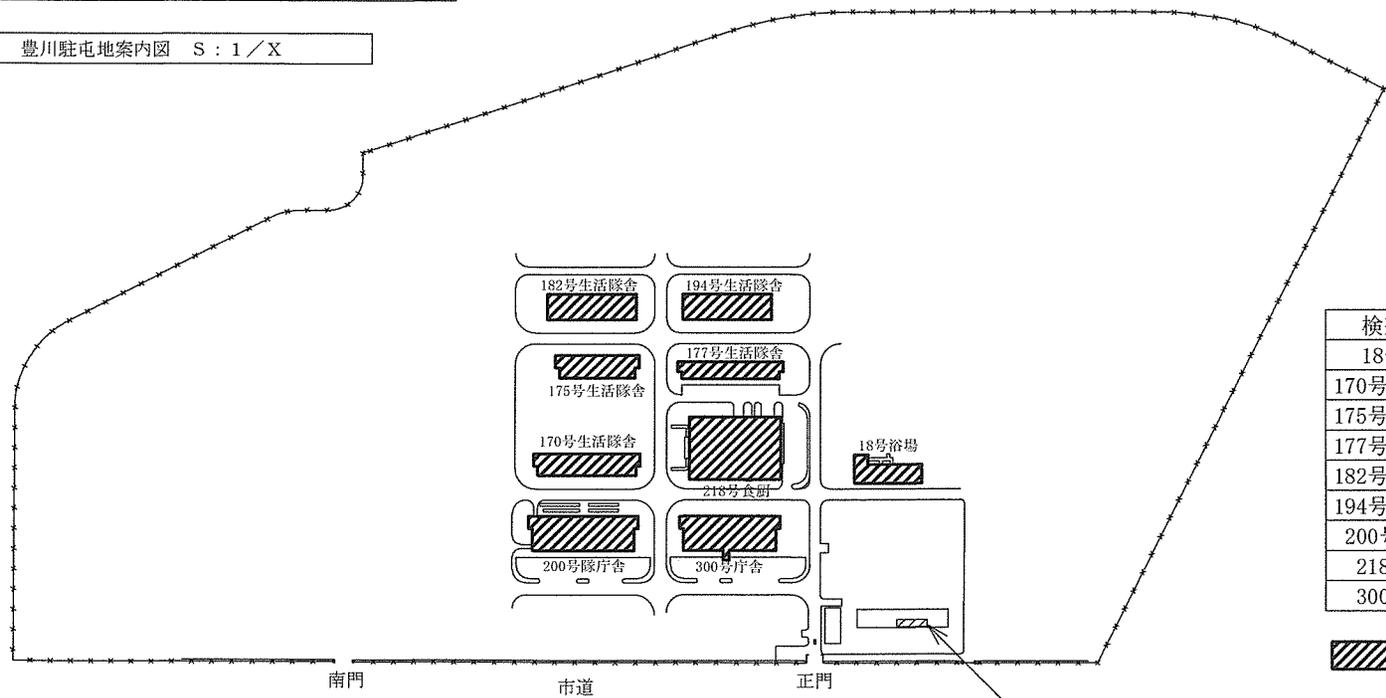
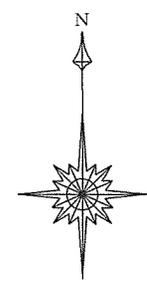
7 完了検査

検査後速やかに、書類を提出し検査官による書類検査の合格をもって完了とする。

役務名称	(7)レジオネラ属菌検査		
図面名称	仕様書		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3 / 5	



豊川駐屯地案内図 S : 1 / X



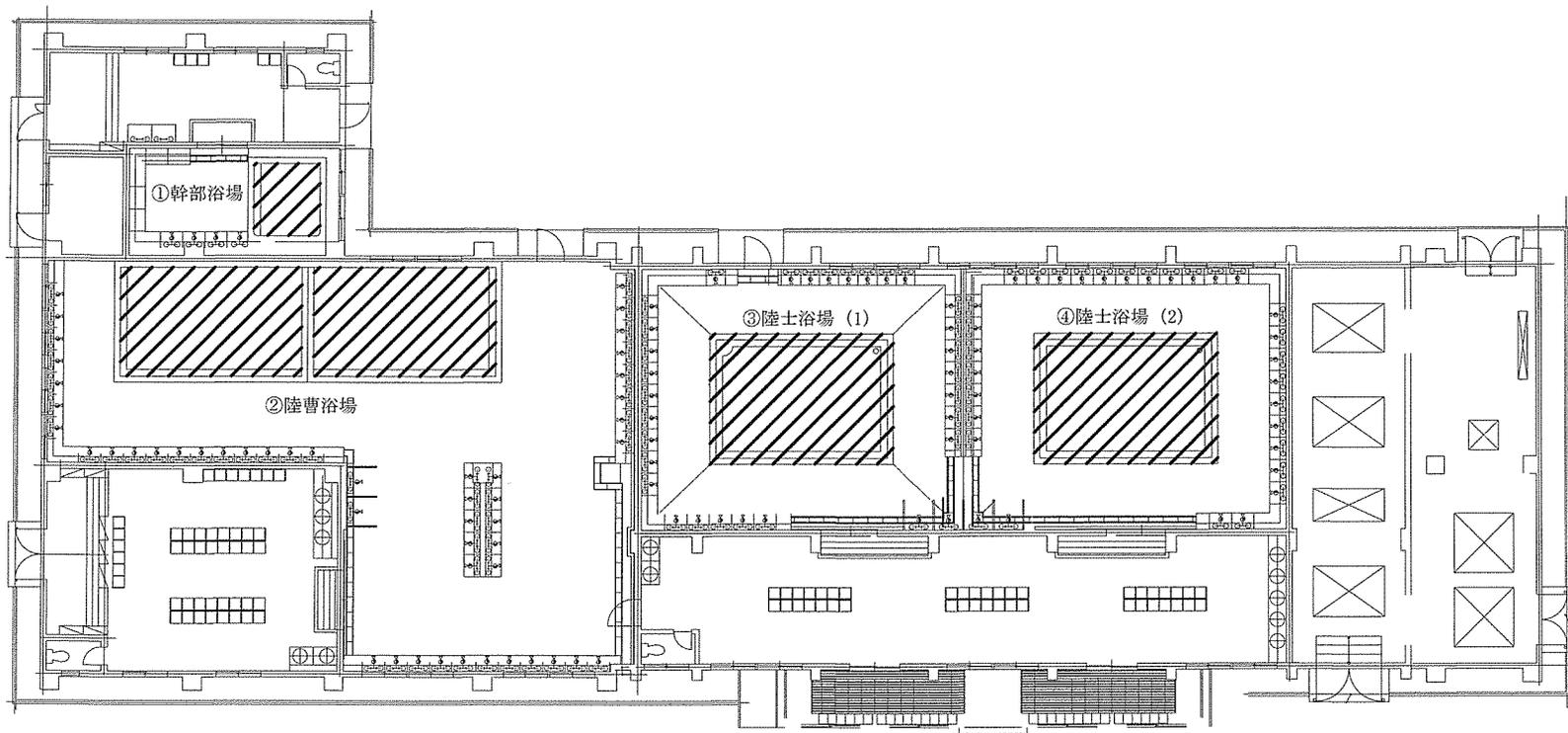
豊川駐屯地配置図 S : 1 / 6, 000

検査場所	検査項目	検体数
18号浴場	浴槽水	4
170号生活隊舎	冷却水	1
175号生活隊舎	冷却水	1
177号生活隊舎	冷却水	1
182号生活隊舎	冷却水	1
194号生活隊舎	冷却水	1
200号隊庁舎	冷却水	1
218号食厨	冷却水	1
300号庁舎	冷却水	1

検査箇所

業務調整先：業務隊管理科事務所

役務件名	(7) レジオネラ属菌検査
図面名称	案内図・配置図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 4 / 5



役務件名	(7) レジオネラ属菌検査
図面名称	18号浴場平面図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 5 / 5

